

第4章 砲術稽古

1) 砲術稽古

与力として幕末を迎えた佐久間長敬が明治になってから奉行所のあれこれを回顧した「江戸町奉行所事蹟問答」という著書がある。（人物往来社刊）

奉行所のしくみや牢獄の様子など江戸時代の法制を知る貴重な史料となっているが、この中に次のような記述がある。

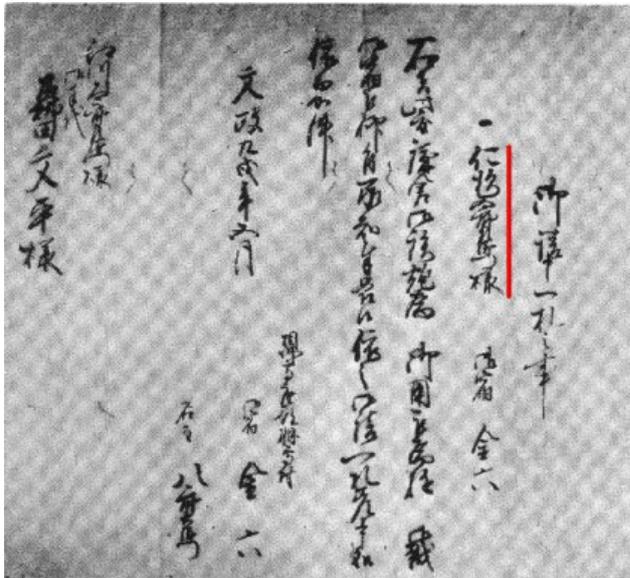
一幕末、南町奉行所の与力仁杉五郎右衛門は砲術と軍学に長じていた。 五郎右衛門は門人も多く、品川沖で火術打の稽古などを行い、砲術家として聞こえた。

（文中の五郎右衛門はもちろん五郎左衛門の間違いである。）

旧幕府引継書には五郎左衛門が、御書院番頭戸田土佐守の与力村上源之允について荻野流の砲術を習っていたことが記述されている。

また、鎌倉海岸近在の村民が砲術演習のために鎌倉海岸に来る仁杉五郎左衛門の宿泊を引き受ける旨、役所に提出した「宿泊請書」（藤沢市史）が残っており、これにより、五郎左衛門が文政9年（1826）の鎌倉海岸における砲術演習に参加していることがわかる。

宿泊請書



御請申一札之事	御宿 金六
仁杉五郎左衛門様	御越
右者此度鎌倉御鉄砲為	御用被為遊
御宿被仰付承知奉畏候依之御請一札差上申処	
依而如件	
相州高座郡羽鳥村	
文政九戌年五月	御宿 金六
江川太郎左衛門様	名主 八郎右衛門
御手代 森田文平様	

これは藤沢市の三觜博氏所蔵文書のひとつで、文政9年5月、相州高座郡羽鳥村で宿を営む金六が、鎌倉海岸で行われる砲術演習に参加する五郎左衛門の宿泊を引き受ける旨、名主八郎右衛門と連名で江川太郎左衛門役所の手代・森田文平に提出した「宿泊請書」である。

伊豆韮山の代官・江川太郎左衛門は幕領であったこの地域も管轄しており、更に海防、砲術については幕府の中でも重要な役割を持っていたので、鎌倉海岸における大筒・砲術稽古を取り仕切っており、その手代が演習に参加する役人、番士達の宿泊や食事などの面倒も見ていたものと考えられる。

2) 鎌倉海岸大筒稽古

享保改革を進めていた8代将軍吉宗は武芸を奨励し綱吉の代から中断していた鷹狩を復活したが、長い泰平の時代が続き衰退してしまった大砲技術を復活させるため、享保13年(1728)、鎌倉海岸に大筒(大砲)の実射演習場を設けた。

通称鎌倉海岸鉄砲場といわれた演習場の正式名称は「相州砲術調練所」。鎌倉海岸と呼ばれていたが、実際には片瀬、鵜沼、辻堂、小和田、菱沼、茅ヶ崎の各村から相模川の河口の柳島村にかけての海岸で、今の行政区域でいえば藤沢市から茅ヶ崎市の海岸である。茅ヶ崎には今も鉄砲通りという名前が残っている。南湖の六道の辻から平和学園付近までの道と呼ぶようだ。

この鎌倉海岸砲術演習は、鉄砲場が設置された享保13年(1728)から寛延元年(1748)までの21年間は毎年演習が行われたが、その後寛延3年(1750)から隔年に実施されるようになっていた。

鉄砲場の管理運営にあたったのは幕府鉄砲方の佐々木氏と、この地域の代官・江川太郎左衛門、それに地元の鉄砲場見廻役であった。見廻役は地元の村々の名主などから任命され、その役目の重要性から苗字帯刀を許されていたという。

彼らの管理のもとに夫役を命じられたのは三浦・鎌倉・高座郡の村々で、演習の時期になると役人の宿泊接待、力役労働、警備、伝馬などの夫役を負担しなければならなかった。

このあたりの村々は通常から戸塚・藤沢・平塚宿の助郷を命じられて困窮しており、鉄砲場の賦役は大きな負担となっていた。

当初毎年行われていた演習が隔年になったのも、地元民の負担増、沿岸の漁業への影響などを勘案したためである。

鉄砲演習に参加したのは幕府の鉄砲玉薬奉行組、鉄砲筆筒奉行組に所属する番衆が中心であるが、砲術に心得のある武士がそれぞれの組を代表して参加していた。五郎左衛門も町奉行の組を代表して参加してしたものと思われる。数人から数10人で編成された各組が交代で演習を行った。

各年の演習に関わった総人数は享保18年には1000人から1800人になった。

演習は7組程度に分かれ、各組交代でそれぞれ16日から25日間行い、4月上旬から7月中旬にかけて波状的に行われた。

江戸から参加する役人は往復それぞれ2日間を加えて20日間から1ヶ月間の出張旅行であった。

風雨の日には順延されたから天候によっては秋口まで演習が行われたから、農家にとっては農繁期に重なり大いに迷惑な行事だった。

演習期間中の役人・番衆の宿泊は藤沢宿や近郊の羽鳥村、大庭村、稲荷村、鵜沼村などに割り当てられた。これらの宿・村は毎回宿所提供を命じられていたようだ。

大筒演習の中心的な存在だった井上左太夫など組を代表する役人は藤沢宿の本陣が空いて

いれば本陣に泊まり、そうでない場合は鵜沼村や羽鳥村に泊まった。またそれ以下の人たちは近郊の村々に分宿した。

これらの宿泊者の食事や経費などは幕府から各村に支払われ、村から宿舎を提供した者に支払われたが、村が支出した全額を幕府が支払った訳ではなく、その差額は村の負担となった。村民の夫役とともにこの支出は村にとって大きな負担であった。

鉄砲・大筒などの名称は砲弾の重さで区分されていた。弾丸重量 30 匁以下を小筒、100 匁までを中筒、100 匁以上を大筒、さらに 1 貫目以上を石火矢（いしびや）と呼んだ。

寛政 4 年以降は 300 匁以下の演習は江戸近郊の徳丸ヶ原に新設された演習場で行うよう通達が出て、鎌倉海岸は 300 匁を越える大筒、石火矢の演習場となった。



演習は町打（ちょううち、遠距離射撃）、角打（近距離射撃）、船打、下ヶ矢（高所から下方に打つ）などがあり、それぞれ発射場、射撃目標が決まっていた。

角打は鵜沼海岸で行われ、町打は辻堂村の海岸に発射場、打小屋を置き、射撃目標は相模川河口柳島村の海岸だった。

サザンオールスターで有名

になった烏帽子岩も大筒稽古の標的だったという。

打場から 1 町ごとに定杭が打たれ、発射のたびに着弾地点を特定して飛弾距離が測定された。船打は地元の漁船小船 3 艘と 300 船 1 艘を借りて船上から射撃訓練をし、下ヶ矢は片瀬村駒立山から下方に打ち下ろされたという。

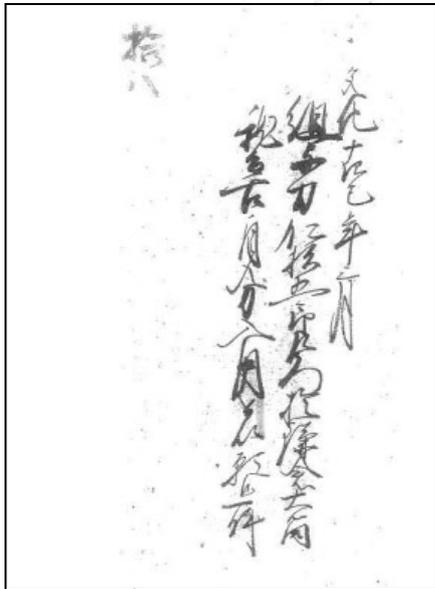
3) 文政元年（1818）の鎌倉海岸砲術演習に参加

五郎左衛門はこの演習に少なくとも 2 回参加していたことが資料から知れる。1 回は文政元年（1818）8 月（この 4 月に文化から文政と改元された）の演習、もう 1 回は上記宿泊請書の文政 9 年（1826）である。

この間、文政 3 年、5 年、7 年と隔年で演習が行われていたから、五郎左衛門が毎回参加していたとすると、あわせて 5 回は参加していたと考えられる。

文政元年（文化 15 年）の演習への参加については、旧幕府引継書の「文化 1 4 丑年 3 月 組与力仁杉五郎左衛門於鎌倉大筒稽古自分用入用願候一件」という史料に非常に詳しく記録が残っている。

この史料は、五郎左衛門が文政元年の鎌倉大筒稽古に参加した時、上司である町奉行岩瀬加賀守、および関連する役所とやりとりをまとめた書簡集であり、全部で276ページに及ぶ。



旧幕府引継書 天保撰要類集

これを読むと五郎左衛門が、演習が行なわれる前年（文化14年）の参加申請手続きから、演習が終わって江戸に帰ってくるまでの経緯の詳細を知ることが出来る。

ここではこの史料により、鎌倉海岸の砲術稽古の概要を見て行く。

3-1) 参加申請

文化14年（1817）6月。この年、五郎左衛門は32歳、一番組の序列2番になり、ようやく役方の与力になっていた。この時の文課は牢屋見廻役であった。

翌年（文化15年）の夏、例年のように鎌倉海岸で砲術演習が開催される事を知り、五郎左衛門は自分入用（自費）で参加したいと上司の南町奉行・岩瀬加賀守に申し出た。

この月は誰かの御中陰（忌中）であったため、改めて7月に書面で演習参加を願い出ている。

これに対し、奉行は最初難色を示したようだが、五郎左衛門は、①昔は町方与力も砲術を習っており、八丁堀の組屋敷にもその名残があるが、御用向き多忙のため自然に中断された。②元文3年、松波筑後守、石河土佐守が町奉行の時、与力・同心にも鉄砲稽古させていた。などの例を挙げ、時節柄、町方も砲術の稽古をしておくべきだと町奉行に進言、許可を得た。

翌15年（1818）正月、町奉行から砲術演習の責任者である植村駿河守（老中格）へ五郎左衛門の演習参加を正式に要請した。

御先手鉄砲方や番方などのいわゆる武官でない町方が砲術演習に参加するのは異例であったため、先例として今は小普請組であるが、かつて御広敷添番だった小森清兵衛が鎌倉大筒稽古に参加しているという例書を添えている。何事によらず先例が重要な時代であった。

この申請は駿河守の承認を得て、演習参加が正式に許可された。

3-2) 演習の日割

五郎左衛門は当初、一貫目玉、3百目玉、百目玉の大筒稽古を予定し業書（計画書）を作成、2月朔日に幕府鉄砲方井上左太夫宅で行われた演習参加者の会合に参加した。

井上左太夫の屋敷は西麻布、今のスイス大使館付近にあった。

この会合には演習に参加する10組の代表が集まり、演習の日割が決められた。

通常、演習は夏から秋にかけて行われており、この年は最初の組が3月14日に江戸出立することになった。

五郎左衛門は参加10組の最後で8月24日江戸出立、9月10日まで、往復を入れて16日間と決められた。また、演習の終盤9月7日には幕府役人の見分を受けることも決まった。

3-3) 大筒の調達

日程が決まったが、演習に使用する大筒の調達で目算が大きく狂った。当初は師匠の村上源之允が現地で使用した後にそのまま拝借するつもりでいたが、その村上が今年の演習には参加しないことになったのだ。村上の上司である戸田土佐守が御書院番頭から大御番頭に代わったためである。

このため五郎左衛門は演習に使用する大筒を自分で探さなければならなくなった。演習に参加する諸組に手紙を出し、是々の大筒を使用する予定があるか、使用後に拝借できるかという問い合わせを行い、幕府の武器庫にも問い合わせをした。

この結果、一貫目玉はあきらめ、5百目、3百目は現地で御先手大久保伊予守組与力五井権蔵が使用した大筒を借り、百目の大筒は幕府武器庫から拝借出来ることになり、ようやく大筒調達のメドが立った。

3月5日、竹橋御門の渡櫓で百目玉大筒一挺を借り受け、八丁堀の屋敷に持ち帰った。大筒に合った玉薬（弾薬）を準備するためである。

さらに輸送のための車、現地で使う幕、提灯から鋤、鍬、鎌や杭木などに至る雑具の調達に奔走した。

3-4) 手伝

砲術演習は一人では出来ない。輸送、発射の準備、弾がどこまで飛んだかの計測など、かなりの人数が必要である。多くは現地で人足を調達する事にしても気心が通じた助手が必要である。

五郎左衛門と一緒に砲術を習っている与力見習の仁杉五郎八郎と3人の同心（野村孫右衛門、今村左五衛門、寛彦四郎）を連れて行きたいと申請したが、奉行から許可が出たのは五郎八郎と同心一人だった。

このため、五郎八郎と野村孫右衛門を連れて行く事とした。五郎八郎は吟味方与力・仁杉八右衛門（義兄）の倅で五郎左衛門の甥にあたり、後の八右衛門幸雄である。

3-5) 手当

寛政10年(1798)、文化7年(1810)に自費で演習に参加した者に手当金が支給された先例があるので申請して、5月1日に金千疋を受領した。「疋」は贈答や御祝儀に使う金の単位で千疋は2両半に相当する。半年以上の間の演習準備と約半月間の演習参加に要する費用に比べれば微々たる金額である。この手当は自費参加者に払うものではなく、手伝い付き添いで行く者に支払われるものだったようだ。

実際、演習に参加することは晴れがましい事であり、師匠や親、親戚などが付き添って行く事が多かったようだ。

3-6) 日程変更

7月になって何組かの演習が終わると天候などの関係で日割の見直しが行われ、五郎左衛門の日割は当初日程より2日早めて8月22日出立、9月8日帰府と変更された。

この年、文化15年は4月に改元され文政元年となっている。

3-7) 出立準備

8月21日、町奉行に明日出立の届を出し、且つ留守中の牢屋見廻役としての業務は代役を任命せず、北町奉行所の同役与力・服部仁左衛門に委託する事とし、町奉行および牢屋奉行・石出帯刀に届け出た。これも過去の例を調べ、70年前に養生所見廻与力・中村又蔵が、上州に住む老母が大病になったので見舞いのため10日間の休暇をとった時、代りの与力を立てず北町の同役与力・磯貝藤兵衛に託したという先例に基づいている。

3-8) 出立 同心の病気

翌22日、五郎左衛門一行は江戸を出立、翌日に鎌倉海岸に到着し、直ちに鉄砲御用の宿提供を命じられていた高座郡羽鳥村の旅宿に入った。

この道中、手伝として同行した同心の野村孫右衛門が風邪を引き旅宿で寝込んでしまった。五郎左衛門は江戸の年番与力小原惣右衛門に宛て、着到届けとともに「兼ねて伺い置いた代役」をすぐ出立させるよう要請した。

野村孫右衛門は江戸出立前から風邪気味であったのか、あるいは日頃から病弱であったのか、あらかじめ「野村が病気の際は直ちに代役を出立させるように」という書類を提出しており、代役は決まっていたようだ。早速同心の今村左五兵衛が鎌倉へ出立している。

3-9) 演習

5百目玉の場合は30町場(1町は36間、約109m。従って30町は3270m)、25町場、18町場、10町場、百目玉の場合は20町場、10町場など色々な距離の目標に向かって発射し、その都度どこに着弾したかを記録している。この記録は専門用語が多すぎて理解できない。

この間、雨天の日は「鉄砲鑄立方を稽古」したとある。演習の終盤、9月6日に御鳥見黒野弥五左衛門、御徒目付高城吉十郎の立会いで、見分を受けた。

3-10) 帰府・大筒返納

9月8日、すべての日程を終了した五郎左衛門一行は羽鳥村を出立した。往路と違って大筒（5百目玉など）を車に乗せての帰路だったから、2日間で江戸に帰るのは強行軍だったろう。

翌9日に江戸に着いた仁杉五郎左衛門は、拝借していた大筒返納のため虎ノ門から江戸城内に入り、半蔵門内の鉄砲蔵で返納した。更に空になった車を竹橋御門の蔵に返納している。

3-11) 報告

帰府翌日の10日、報告書を町奉行岩瀬加賀守に提出し、加賀守から植村駿河守に稽古が無事終了した旨が報告されている。

また半月後の25日には江戸城蘇鉄之間で見分役の御鳥見黒野弥五左衛門、御徒目付高城吉十郎へ業書（演習結果報告書）を提出した。翌26日にはその写を奉行・岩瀬加賀守に提出して、参加申請から1年3ヶ月にわたる「鎌倉大筒稽古」が無事終了した。

この後、鎌倉演習に五郎左衛門が何回参加したか不明であるが、この8年後の文政9年の演習には参加したことが、上記「宿泊請書」で確認できる。

3-12) 荻野流砲術

前述のように、五郎左衛門は御書院番頭戸田土佐守組の与力村上源之允について荻野流の砲術を習っていた。

荻野流は、正保の頃に正木流ほか砲術12流派を極めた荻野六兵衛安重を開祖とする和流砲術であり、寛文期（1661～1673）に流派として完成し、子孫や弟子は大坂で流派をひろげた。その後各藩から入門者が多く、江戸時代を通じて最も広まった砲術である。同流砲術家の坂本天山が文政年間に開発した「周発台砲架」は左右180度に自由旋回、俯仰も自在な砲架で、これを使用する画期的な砲術であった。

当時は最も進んでいる和式砲術であり、諸組の役人がこれを学んでおり、五郎左衛門は砲術を通じてこれらの役人とも交遊があったようだ。